

佐世保市景観条例をここに公布する。

平成22年9月9日

佐世保市長 朝 長 則 男

佐世保市条例第34号

佐世保市景観条例

(趣旨)

第1条 この条例は、本市における良好な景観の形成を促進するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行その他景観の形成に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 景観を保全し、修復し、発見し、又は創造することをいう。
- (2) 景観計画 法第8条第1項の規定により市が定める計画をいう。
- (3) 景観計画区域 市が定める景観計画の区域をいう。
- (4) 重点景観計画区域 市長が特に重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域をいう。
- (5) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (6) 工作物 前号に規定する建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。

(景観計画への適合)

第3条 景観計画区域又は重点景観計画区域内において、法第16条第1項各号及び第5項に掲げる行為をしようとする者（以下「行為者」という。）は、当該行為が景観計画又は重点景観計画（市が重点景観計画区域について定める景観計画をいう。以下同じ。）に適合するよう努めるものとする。

(事前協議)

第4条 行為者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容について、市長に事前協議書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があつたときは、その内容について、景観計画又は重点景観計画で定める良好な景観の形成に関する方針に基づき協議を行うものとする。

3 市長は、前項に定める協議が終了したときは、行為者に対し、書面でその

旨を通知するものとする。

(届出対象行為等)

第5条 景観計画区域又は重点景観計画区域における法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とし、当該行為の規模については、規則で定める。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓

2 法第16条第1項及び第2項に規定する届出に関し必要な事項は、規則で定める。

(届出を要しない行為)

第6条 景観計画区域又は重点景観計画区域における法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とし、当該行為の規模については、規則で定める。

- (1) 法第16条第1項第1号から第3号までに規定する行為
- (2) 法令に基づく許可又は届出を要する行為で規則で定めるもの

(特定届出対象行為)

第7条 法第17条第1項の特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為のうち、同条第7項の規定により同条第1項の規定を適用しないこととなる行為を除いた行為とする。

(勧告の手続)

第8条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を行う場合において、必要があるときは、第14条で定める佐世保市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(変更命令の手続)

第9条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(完了届)

第10条 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知をした者は、当該届出又は通知に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(重点景観計画区域を定めた場合の景観計画の変更)

第11条 市長は、重点景観計画区域を定めるときは、景観計画を変更するものとする。

2 市長は、前項の規定により、重点景観計画区域を定め、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要建造物の指定及び解除)

第12条 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定及び解除)

第13条 市長は、法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(審議会の設置)

第14条 本市の景観の形成に関する事項について審議を行うため、佐世保市景観審議会を設置する。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 景観計画の変更及び廃止に関すること。

(2) 法第16条第3項の規定による勧告並びに法第17条第1項及び第5項の規定による命令に関すること。

(3) 景観計画に定めた建築物等の高さ又は色彩に関する基準の運用に関すること。

(4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること。

(5) その他良好な景観の形成に関し必要な事項

(委員)

第16条 審議会は、委員15人以内をもつて組織する。

2 委員は、学識経験者その他必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第18条 特別な事項の審議のため特に必要があると認めるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別な事項の審議が終了したときは、解任されたものとする。

(会長)

第19条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第20条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第21条 審議会は、専門の事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。この場合において、委員が2以上の部会に属することを妨げない。

3 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副

会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第22条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(景観づくり団体)

第23条 法第11条第2項の条例で定める団体は、一定の区域における景観の形成を図ることを目的として組織された団体で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして市長が認定したものとする。

- (1) その団体が、地区における景観の形成を図ることにより、すみよい街づくりを推進することを目的として設立されたものであり、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その団体及び活動が、当該地区の住民等に理解を得られていること。
- (3) その団体の活動が、他人の所有権その他の権利を不当に制限していないこと。

2 前項の規定により認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）以後の法第16条第1項各号に掲げる行為（当該行為が建築基準法第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けなければならないものであるときは、施行日以後に提出する同項の規定による確認の申請書に係る法第16条第1項各号に掲げる行為とし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定により許可を受けなければならないものであるときは、施行日以後に提出する同法第30条第1項の規定による申請書に係る法第16条第1項各号に掲げる行為とする。）について適用する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

3 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように

改正する。

第15条の4を第15条の5とし、第15条の3を第15条の4とし、第15条の2を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

第15条の2 市長の附属機関として、佐世保市景観審議会を置く。

2 佐世保市景観審議会の組織及び所掌事務については、佐世保市景観条例（平成22年条例第34号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第16条第1項、第17条第1項及び第21条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第17条第1項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に佐世保市景観審議会の委員である者にも適用する。